

政策Ⅱ－３－（１）－①

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための事後監視

1. 目標等

達成すべき目標	事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	証券取引等監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持するため、検査・調査等を実施することを使命としている。 【根拠】証券取引法第194条の6第2項及び第3項、第210条等
測定指標	検査・調査等の実施状況 (取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。)

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ② 不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施 ③ ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施 ④ 証券会社等に対する的確かつ効率的な検査の実施 ⑤ 証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施
参考指標	① 犯則事件の告発状況（犯則事件の告発件数） ② 課徴金調査の実施状況（勧告件数、課徴金納付命令件数） ③ 開示検査の実施状況（検査実施件数、検査結果に基づく勧告及び自発的訂正件数、課徴金納付命令件数） ④ 証券検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数等） ⑤ 情報収集・分析及び取引審査実施状況（情報受付件数、取引審査実施件数）

3. 政策の内容

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査、証券市場に関する情報の収集・分析及び取引審査などの市場監視活動を行っています。

これらの監視活動の結果、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合、犯則事件として告発や行政処分等を勧告することにより厳正に対処しています。また、調査、検査を通じて現行の法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及び見直しが認められた場合には、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行っています。

4. 現状分析及び外部要因

(1) 金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果やIT技術の進展などを受けて、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など、証券市場を取り巻く環境は大きく変化してきています。

(2) こうした中で、市場監視機能の強化の一環として、平成17年4月に課徴金制度が導入され、その調査権限が証券監視委に委任されました。また、17年7月には、虚偽の有価証券報告書等提出に係る検査権限が証券監視委に委任されました。さらに、証券会社や金融先物取引業者等について、従来の取引の公正確保に関する検査権限に加え、財務の健全性等に関する検査権限が委任されたほか、新たに投信・投資顧問業者等に対する検査権限も委任されました。また、同時に外国為替証拠金取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象とされるなど、証券監視委の検査範囲が大幅に拡大しました。

(注) 17年12月1日以降の有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等の提出について課徴金納付命令の対象となった。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 犯則事件に対する厳正な調査の実施

18事務年度においては、企業の法定公告を担当する新聞社の従業員や、重要事実に関する公表資料の作成等について業務請負契約を締結した法人の役員等が、事前に得た情報に基づきインサイダー取引を行うなど、証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件について合計13件の告発を行いました。

【資料 1 平成 18 事務年度告発件数及び告発人数】

(単位：件、人)

区 分	告発件数	告発人数 (法人を含む)
インサイダー取引	9	18
相場操縦	3	10
虚偽の有価証券報告書等提出	1	3
合 計	13	31

② 不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施

18 事務年度においては、上場会社が重要事実の公表前に自己株式を買い付けたことがインサイダー取引に該当するなどとして、金融庁長官等に対し課徴金納付命令の発出を求める勧告を合計 9 件行いました。これらを受け、金融庁長官は、審判手続開始の決定を行い、審判官による審判手続を経て、合計 9 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【資料 2 平成 18 事務年度課徴金調査（不公正取引）に係る勧告及び課徴金納付命令実施状況】

(単位：件)

区 分	勧告件数	命令件数
インサイダー取引	9	9

③ ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施

18 事務年度においては、重要な事項につき虚偽記載がある有価証券報告書等を提出したなどとして、金融庁長官等に対し課徴金納付命令の発出を求める勧告を合計 5 件行ったほか、有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令の発出を求める勧告を 1 件行いました。また、課徴金納付命令の発出を求める勧告を受け、金融庁長官は、審判手続開始の決定を行い、審判官による審判手続を経て、合計 4 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

【資料3 平成18事務年度開示検査に係る勧告及び課徴金納付命令実施状況】
(単位：件)

区 分	勧告件数	命令件数
課徴金納付命令に関する勧告	5	4
訂正報告書等提出命令に係る勧告	1	
合 計	6	4

※ 課徴金納付命令に関する勧告件数5件のうち1件については、平成19年7月13日（平成19事務年度）に課徴金納付命令を行った。

④ 証券会社等に対する的確かつ効率的な検査の実施

ア. 効率的かつ効果的な証券検査を実施するため、「平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定しました。

【資料4 平成18検査事務年度の検査基本計画】

(単位：法人等)

区 分	計画件数	摘 要
証券会社等	114	うち財務局長等が行うもの94
金融先物取引業者	9	うち財務局長等が行うもの9
投信・投資顧問業者等	48	うち財務局長等が行うもの26
自主規制機関	必要に応じて実施	

(注) 上記検査のほか、特別検査等を実施することがある。

イ. 18事務年度における証券検査は、合計192法人等に対して実施しました。

【資料5 平成18事務年度の検査実施件数】

(単位：法人等)

区 分	検査実施件数
証券会社等	115
金融先物取引業者	12
投信・投資顧問業者等	58
自主規制機関	6
その他	1
合 計	192

ウ. 証券検査の結果、金融庁長官等に対し、行政処分等の勧告を合計28件行いました。勧告の対象となった主な事例は以下のとおりでした。

(ア) 不公正取引に係る事例

顧客による内部者取引のおそれのあることを知りながら、証券会社が顧客の有価証券の売買を受託する事例等が合計 9 件認められました。

(イ) 投資者保護に係る事例

受託契約等の締結の要請をしていない一般顧客に対し、金融先物取引業者が電話により受託契約等の締結を勧誘する事例等が合計 16 件認められました。

(ウ) その他業務運営に係る事例

自主規制機関の、売買審査業務に係る不備等が合計 18 件認められました。

(注) 1 件の勧告で複数の法令違反等の事例が認められる場合があるため、合計勧告件数とは一致しない。

⑤ 証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施

ア. 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について幅広く監視を行うほか、市場取引の適正な執行についても関心を持ち、問題が把握された事案については担当部門に情報提供し、一層の究明を行っています。

イ. また、法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供は重要であることから、証券監視委のホームページ上での情報の受付、ポスターや政府広報による情報提供の呼びかけ等を行い、幅広く情報提供を求めています。

ウ. クロスボーダー取引の増加に伴い、我が国証券市場の公正を確保するために海外規制当局と連携することが不可欠になっていることから、証券監視委は海外規制当局との間で緊密な連携を図っているところです。具体的には、公表前の会社情報を入手して我が国市場で不適切な取引を行った英国や香港の居住者に対する英国金融サービス機構（F S A）や香港証券先物委員会（S F C）の処分に貢献するなど、我が国証券市場の公正性確保に努めているところです。

【資料 6 平成 18 事務年度の情報の受付状況】

(単位：件)

	情報受付件数
インターネット	5,011
電 話	702
文 書	443
来 訪	50
財務局等から回付	279
合 計	6,485

【資料 7 平成 18 事務年度の取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	審査実施件数
価格形成	141
インサイダー取引	884
その他	14
合 計	1,039

⑥ 調査・検査に基づく建議の実施

18 事務年度においては、検査の結果、証券会社が発行体の業績見通し等について適切な引受審査を行っていない事例が認められたものの、現行の法規制においては問題点として指摘できないことから、証券会社の引受審査について適正性の確保をするための適切な措置を求めるなど 3 件の建議を行いました。

⑦ 金融商品取引法の施行に向けての対応

19 年 9 月末の金融商品取引法の施行に向けて、金融庁や自主規制機関との意見交換を行い、効果的なエンフォースメントの実施に向けた緊密な連携を図るとともに、規制業者の拡大等に対応するために「証券検査マニュアル」等の見直し作業に取り組んでおり、19 年 6 月に「金融商品取引業者等検査マニュアル」案をパブリック・コメントに付したところです。

⑧ 市場監視体制の強化

証券監視委の市場監視体制を強化するため、18 年度には、従来の 2 課体制から 5 課体制に再編しています。

また、的確な市場監視及び職員の専門性向上の観点から、裁判官、検事及び弁護士といった法曹関係者並びに公認会計士、デリバティブ専門家及びシステム専門家などの民間専門家を多数登用しています（19 年 6 月末現在で 76 人在籍）。

(2) 評価

証券監視委においては、取引の公正の確保と市場に対する投資者の信頼を保持することを使命とし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標として任務の遂行に取り組んできました。

① 犯則事件の調査

犯則事件の調査については、合計で 13 件 (31 人) の告発を行いました。特に、IT 技術の進展などを背景として、全国どこからでもインターネットを利用した

情報伝達や発注などが可能となり、いわゆるインターネット取引を通じたインサイダー取引や相場操縦などの不公正取引の可能性も増大していることから、18事務年度においては、こうした不公正取引に関しても全国幅広く監視の目を向け、各地の捜査当局等と連携して、証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件についての告発を行いました。この中には、企業の法定公告を担当する新聞社の従業員や、重要事実に関する公表資料の作成等について業務請負契約を締結した法人の役員等が、事前に得た情報に基づきインサイダー取引を行った事案について告発を行うなど、証券監視委における重要な責務である犯則事件の厳正な調査を実施してきていると考えています。また、重大かつ極めて悪質な虚偽開示事案についての告発を行いました。これらの調査・告発は、証券市場における不公正な取引を未然に防止するための抑止力としても機能しているものと考えています。

② 不公正取引に対する課徴金調査

不公正取引に対する課徴金調査については、インサイダー取引事案について合計9件の課徴金納付命令勧告を行いました。この中には、犯則事件としての刑事告発に至らなくとも、上場会社が重要事実の公表前に自己株式を買い付けたことがインサイダー取引に該当するとして、多額の課徴金納付命令勧告を行った事例もありました。勧告を契機として上場会社が内部規程や社内管理体制の見直しを行いインサイダー取引の未然防止に取り組むなど、これらの調査・勧告による厳正な対応を的確に行うことにより、違反行為の抑止を図り、規制の実効性の確保に寄与しているものと考えています。

③ 開示検査

開示検査の結果、課徴金納付命令の発出を求める勧告を行ったものについては、(株)日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告など合計5件あるほか、有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令の発出を求める勧告を行ったものが1件あり、ディスクロージャーに対する社会的関心を高める契機となるなど、的確な開示検査の実施が開示書類の適正性の確保に寄与しているものと考えています。

④ 証券検査

証券検査については、リスクに基づく検査計画を策定し、証券会社をはじめとする検査対象先192法人等に対して検査を実施しました。特に、自主規制機関に対しては、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、という観点から検査を実施したところ、売買審査業務に係る不備等が認められました。また、公正な市場確保の観点から証券会社の市場仲介

機能について深度ある検査を実施したところ、内部者取引のおそれのあることを知りながら顧客の有価証券の売買を受託する行為、法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券を売買する行為及び著しく不適當な引受価額での引受けを行っている状況等が認められたことから、これらの検査結果に基づき金融庁長官等に行政処分等の勧告を合計 28 件行いました。18 事務年度の証券検査においても、個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標としており、これらの的確かつ効率的な検査は、投資者保護や市場の公正性、透明性の向上に寄与しているものと考えています。

⑤ 取引審査等

取引審査については、不公正な取引の疑いのある事例について合計 1,039 件の審査を迅速に実施し、問題が把握された事例については、その内容に応じ、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、開示検査、証券会社等に対する検査に活用しています。

また、一般からの情報受付については、合計 6,485 件の情報を受け付けました。これらの幅広く受け付けた情報は、その有用性に応じて、証券監視委内各課、財務局監視官部門又は行政部局に速やかに回付し、その活用を図っています。

加えて、クロスボーダー取引の増加に伴い、我が国証券市場の公正を確保するために海外規制当局と連携することが不可欠になっていることから、証券監視委は海外規制当局との間で緊密な連携を図っているところです。証券監視委の審査において端緒を把握し、海外規制当局に緊密な連携を働きかけた結果、18 事務年度は海外規制当局による処分が 2 件行われました。

こうした証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための抑止力としても機能しているものと考えています。

⑥ 建議

建議については、有価証券の元引受けを行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他の引受けの適否に関する事項について、適切な審査を行うべき旨の規定が「金融商品取引業者等に関する内閣府令」（平成 19 年 9 月末施行予定）に盛り込まれるなど、3 件の建議はいずれも同府令に反映されることとなり、証券市場の実態を踏まえた市場ルールの整備に大きく寄与するものと考えています。

以上を踏まえれば、18 事務年度における証券監視委の活動は、取引の公正の確保及び証券市場等における投資者の保護に寄与しているものと考えています。

6. 今後の課題

(1) 証券市場を巡る環境は、外国為替の自由化、金融ビックバン以降の規制緩和やIT技術の進展を背景として、証券会社の参入・退出数の増加やインターネット取引、クロスボーダー取引の増加、ファンド等を使った複雑な取引の増加、デリバティブを組み込んだ複雑な商品の出現などにより、大きく変化しています。

また、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しているところです。

加えて、第164回通常国会において、証券取引法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われ、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備が図られました。具体的には、集団投資スキーム持分を包括的に有価証券と位置付けるなど、有価証券の範囲が拡大されたり、幅広い資産・指標に関する取引を含めるなど、規制の対象となるデリバティブ取引の範囲が拡大され、これらを取り扱う業者も拡大することになりました。また、四半期報告書や内部統制報告書等の提出の義務付けなどの開示書類に関する制度の整備等が行われたところです。19年9月末の同法の本格施行により、証券検査、犯則調査及び開示検査（課徴金調査）の対象・範囲はさらに拡大することとなり、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっています。これらの効果的なエンフォースメントの実施に向け、金融庁や自主規制機関との緊密な連携等を図っていく必要があると考えています。

(2) 証券監視委としては、与えられた責務を着実に果たすため、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、開示検査、証券検査等を実施していくことが不可欠であると考えています。

以上を踏まえ、20年度において、証券監視委の体制の充実・強化を図るための予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

取引の公正の確保及び市場に対する投資者の信頼保持のために検査・調査等を行

い、その成果が着実に上がっていることから、Aと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 告発事件の概要一覧表
- ・ 課徴金納付命令に係る勧告実績
- ・ 訂正報告書等提出命令に係る勧告実績
- ・ 検査実施状況一覧表
- ・ 取引審査実施状況
- ・ 情報の受付状況

10. 担当課室名

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室